質問回答書

新店舗管理等システム パーソナルコンピュータ調達について下記の質疑が生じましたので、回答いたします。

番号	仕様書項番	質　　疑	回　　答
1	入札(見積)指示書　様式1 積算上の注意	「2 入札(見積)者は、入札(見積)の前日までに設計図書及び仕様書について修正方通知があったときは、それにより積算すること。」と記載されていますが、書留郵便完了後の修正方通知については、積算できないと考えてよろしいでしょうか？	現在、書留郵便完了を2019年1月25日としており、開札を2019年1月30日としていますので、書留郵便完了後に設計図書及び仕様書の修正がないことを前提としていますが、万が一修正があった場合については、契約締結後に協議のうえ変更契約を行います。
2	契約書 P8 第21条第2項　遅延利息	「受注者に対し、契約金額から第 24 条第2項の規定により支払い済みのリース料を控除した額につき、遅延日数に応じ年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。」と記載されていますが、「契約金額」とは、様式第1号の「入札(見積)書」へ記載された金額になり、初回の「リース期間1」の納期遅延が発生した場合においても、「契約金額の遅延日数に応じた年5パーセントの割合」の遅延利息が発生する理解でよろしいでしょうか？	リース契約書により定められたリース期間単位での遅延損害金となります。例えばリース期間1の納期遅延が発生した場合はリース期間1の金額を対象に遅延損害金を計算することになります。
3	仕様書 P35 5-6 納品物の納期	IntelのCPU供給不足等によって、明確な納期を掴みにくい市場の状況です。「リース期間1の納期」についてのみでも「契約締結後に調整可能」等の納期緩和は可能でしょうか？	納期については、仕様書のとおりとしますが、IntelのCPU供給不足等の影響により納期が守れない事象が発生した場合については、リース契約書第30条に基づき協議のうえ変更契約等の対応を検討いたします。